

議会運営委員会

令和6年5月31日（金曜日）午前9時57分開会

出席委員（8名）

委 員 長	中 里 康 寛
委 員	森 本 彰 伸
委 員	星 宏 子
委 員	相 馬 剛

副 委 員 長	鈴 木 伸 彦
委 員	益 子 丈 弘
委 員	平 山 武
委 員	中 村 芳 隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

副 議 長	眞 壁 俊 郎
-------	---------

説明のための出席者

市 長	渡辺 美知太郎
副 市 長	藤 田 一 彦
総 務 課 長	後 藤 明 美
行政担当G L	三 宅 和 幸

副 市 長	渡 邊 和 明
総 務 部 長	後 藤 修
総務課長補佐	佐 藤 吉 将

出席議会事務局職員

事 務 局 長	高 久 修
議事課長補佐 兼庶務係長	小 高 久 美
主 査	石 田 篤 史

議 事 課 長	岩 波 ひろみ
議事調査係長	長 岡 栄 治
主 任	石 渡 大 輝

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・ 委員長
 - ・ 議 長
 - ・ 市 長
3. 協議事項

(1)令和 6 年 6 月那須塩原市議会定例会議について

①提出案件について

○市長提出案件…………… 1 4 件

・ 人事案件…………… 2 件

・ 補正予算案件…………… 1 件

・ 市道路線の認定案件…………… 1 件

・ 繰越計算書の報告案件…………… 6 件

・ 公社等の経営状況の報告案件 4 件

(即時案件)…………… 件

(追加案件)…………… 件

○議会提出案件…………… 0 件

(即時案件)…………… 件

(追加案件)…………… 件

②議案に対する質疑・討論について

③会派代表質問（通告会派 1 会派）について

④市政一般質問（通告者 1 5 人）について

⑤会議日程について

○会議日程：6 月 7 日（金）から 月 日（ ）までの 日間

○日程（別紙案）

(2)6 月定例会議の対応について

○別紙資料参照

(3)請願・陳情等の取り扱いについて

○新規に受理した請願・陳情等… 2 件（別紙請願・陳情等文書表）

(4)那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について

(5)その他

次回開催

議会運営委員会 月 日（ ）午 時 分～ 場所

4. 閉 会

開会 午前 9時57分

◎開会の宣告

○中里委員長 おはようございます。

まず初めに、当委員会の傍聴希望がございました。議会基本条例第7条によりまして、議会の会議は公開を原則としております。また、委員会条例第17条及び先例に基づきまして、これを認めたと思います。

それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○中里委員長 おはようございます。

令和6年度、今年度最初の定例会議となります。市長提出案件として14件提出されておりますので、取扱いについて議会運営委員会の皆様には慎重審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

—————◇—————

◎副議長挨拶

○中里委員長 それでは、続きまして副議長、御挨拶をお願いいたします。

○眞壁副議長 皆さん、おはようございます。

今日も議長は体調不良ということで、まさに今星さんと話していたんですが、鬼の霍乱、あの元気な議長が体調悪くなって、私のほうで御挨拶申し上げます。

一昨日なんです、県北五市議長会というのがありまして、その中で議運の在り方とか委員会の在り方とか、陳情・請願等の取扱い、そんな話が

ちょっと我々としても話し合っていて、結構陳情っていろいろありますので、何かいいものがありましたら僕も議運のほうでしっかり取り組んでいきたいなと、このように思っております。

一番すごいなと思ったのは、やはり那須塩原市議会、代表質問、一般質問約20名弱という形で、ほかはせいぜい多くても10人ぐらいということなので、議会としてしっかり活性化になっているのかなと感じております。ぜひ執行部におかれまして、今後ともぜひ御支援、御協力をお願いしたいと思います。

以上で御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中里委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎市長挨拶

○中里委員長 続きまして、市長、御挨拶をお願いいたします。

○渡辺市長 令和6年6月那須塩原市議会定例会に係る議会運営委員会の機会をいただきましてありがとうございます。

今回の市議会定例会議、御提案いたしますは人事案件2件、令和6年度補正予算案件1件、市道路線の認定案件1件、繰越計算書の報告案件6件、公社等の経営状況の報告案件4件の14件でございます。

議案の概要については総務部長が説明しますので、御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○中里委員長 ありがとうございました。

—————◇—————

◎協議事項

○中里委員長 それでは、3の協議事項に入りたいと思います。

(1)令和6年6月那須塩原市議会定例会議について。

まずは①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○後藤総務部長 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和6年6月那須塩原市議会定例会議に提案を予定しております市長提出案件につきまして御説明を申し上げます。

今回提出を予定しております案件、ただいま市長が申し上げましたとおり14件となりますので、各案件の取扱いについて御審議くださいますようお願いいたします。

なお、過日も議員全員協議会において御説明を行った案件につきましては、本日の説明を省略させていただきます。

また、付議事件の一覧表をお配りしておりますので、件名の読み上げは省略いたしまして、表の番号と議案番号のみを申し上げたいと思います。

それでは初めに、番号1、同意第3号でございます。

本案は、令和6年6月18日をもって3名の委員が任期満了となることから、現委員である斉藤義守氏を再任し、加々美一久氏及び高崎信太氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、番号2、同意第4号でございます。

本案は、現人権擁護委員のうち1名が本年9月30日をもって任期満了となることから、高久昭彦氏を選任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3

項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、人事案事件2件を提出いたします。

次に、番号3、議案56号 令和6年度補正予算案件1件でございます。

本案は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金の支給に要する経費について予算措置を行うものでございます。

次に、番号4、議案第57号 市道路線の認定案件1件を提出いたします。

次に、番号5、報告第8号でございます。

本件は、令和5年度一般会計予算として議決をいただきました繰越明許費に係る予算につきまして、令和6年度に繰り越したことから、地方自治法施行第146条第2号の規定により報告するものでございます。

次に、番号6、報告第9号でございます。

本件は、令和6年度へ事故繰越をしたことから、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、番号7、報告第10号でございます。

本件は、令和5年度水道事業会計予算として議決をいただきました継続費に係る予算につきまして、令和6年度に繰り越したことから、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものでございます。

次に、番号8、報告第11号でございます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費を令和6年度に繰り越したことから、同条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、番号9、報告第12号でございます。

本件は、令和5年度下水道事業会計予算として議決をいただきました継続費に係る予算について、

令和6年度に繰り越したことから、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものでございます。

次に、番号10、報告第13号でございます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費を令和6年度に繰り越したことから、同条第3項の規定により報告するものでございます。

以上、繰越計算書の報告案件6件を提出いたします。

最後に、番号11、報告第14号から番号14、報告第17号までの公社等の経営状況の報告案件4件について、一括して説明をさせていただきます。

これら4件の案件は、本市が出資しています公益財団法人那須塩原市農業公社、株式会社明治の森市場、公益財団法人那須塩原市文化振興公社及び公益財団法人那須野が原文化振興財団における令和5年度の事業実績及び会計決算並びに本年度の事業計画及び収支予算などの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上、14件の案件につきまして市議会定例会議への提出を予定しております。よろしくお願いを申し上げまして、市長提出案件の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中里委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 即決案件はございますか。

総務部長。

○後藤総務部長 それでは、即決案件について御説明したいと思います。

付議事件の一覧表を御覧いただきたいと思うんですが、即決をお願いしたい案件につきましては、グレーに網かけをしております番号1、同意第3

号及び番号2、同意第4号の2件は人事案件でございますので、即決としてお願いをいたします。

次に、番号3、議案第56号の令和6年度補正予算1件は、今後速やかな支給につなげるため、即決としてお願いをいたします。

以上、3件の案件につきまして即決議案としていただきたくお願いいたします。

○中里委員長 ただいま即決案件の説明がございました。

即決案件の説明に対しまして質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました番号1、同意第3号と番号2、同意第4号の2件と番号3、議案第56号の補正予算案件1件の合計3件は、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいまの即決案件3件及び報告案件10件を除く1件の議案につきましては、常任委員会へ委託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○後藤総務部長 追加案件といたしましては、議会初日に追加させていただく案件が3件、それからまた会期中に追加をお願いしたい案件が最大で2件予定してございます。

まず初めに、番号15、同意第5号でございます。本案は、渡邊和明副市長が令和6年7月1日を

もって退任されるため、その後任として瀧口晃政
策統括官を令和6年7月2日付で副市長として選
任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づ
き議会の同意を求めるものであります。

なお、本案につきましては人事案件につき、即
決案件として取扱いをお願いしたいと思っており
ます。

次に、番号16、議案第58号でございます。

本案は、5月16日開催の議員全員協議会で一般
会計補正予算（第2号）として内容説明を行いま
したけれども、その後、先ほどの番号3、議案第
56号の緊急性が高いということから、本案の補正
号数を繰り下げまして、補正第3号として追加案
件とさせていただくものでございます。

次に、番号17、議案第59号でございます。

本案は、番号16同様、全協にて御説明をさせて
いただきましたけれども、番号16と会計間の繰入
れ、繰出しで関連のあることから、一連で追加案
件とさせていただくものでございます。

以上、3件について議会開会初日に追加させて
いただく議案でございます。

次に、会期中に追加をお願いしたい案件でござ
います。

初めに、番号18、議案第56件でございます。

本案は、旧黒磯清掃センター煙突解体工事の実
施に伴いまして現在入札を進めているところでご
ざいますけれども、6月中に入札をし、仮契約ま
で結んだ後、早期に工事着手したいため、契約締
結につきまして上程するものでございます。

次に、番号19、議案第61号でございます。

本案は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交
付金を受け、定額減税をし切れない人への調整給
付などを行うほか、観光庁に申請しました国庫補
助事業の採択結果が間もなく公表される予定であ
ることから、速やかな事業着手のため所要の事業

費を計上するものでございます。

詳細につきましては、現在予算編成中ござい
ますけれども、会期中の議員全員協議会において
御説明を予定してございます。

以上、2点が会期中に追加させていただきたい
案件でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○中里委員長 ただいまの追加案件の説明に対し
まして、質疑はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑がないようですので、追加案
件の取扱いについてお諮りいたします。

まず、番号15号、那須塩原市副市長の選任につ
いてお諮りいたします。

先例においては、予算案を除いた定例会議の追
加案件については委員会付託を省略し即決すると
あります。番号15号、那須塩原市副市長の選任に
ついては、先例のとおり即決扱いとすることで異
議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、番号16、令和6年度那須塩原市一般会計
補正予算（第3号）について、どのように取り扱
うべきか御意見を伺います。

益子委員。

○益子委員 こちらは委員会付託をしてはいかが
かと思えます。

○中里委員長 ほかに意見ございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 ほかに意見がないようですので、た
だいま説明のありました補正予算案件については、
予算常任委員会に付託することで異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号17、令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、どのように取り扱うべきか御意見を伺います。

益子委員。

○益子委員 こちらも委員会付託をしてはどうかと考えます。

○中里委員長 ほかに意見ございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 ただいま説明のありました補正予算案件については、予算常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号18、契約の締結についてお諮りいたします。

先例においては、予算案を除いた定例会議の追加案件については委員会付託を省略し即決するとあります。番号18、契約の締結については、先例のとおり即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号19、令和6年度一般会計補正予算（第4号）について、どのように取り扱うべきか御意見を伺います。

益子委員。

○益子委員 こちらは議案の内容が固まり次第、再度議運にて協議してはいかがかと考えます。

○中里委員長 ほかに意見はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 意見がないようですので、ただいま

説明のありました番号19、令和6年度一般会計補正予算（第4号）の案件については、議案が固った段階で議会運営委員会を開催し、改めて取扱いを協議するとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されているものはございますか。

議事課長。

○岩波議事課長 ございません。

○中里委員長 次に、議会提出の追加案件はございますか。

議事課長。

○岩波議事課長 この後、次第(3)請願・陳情等の取扱いの中で内容の御説明をいたしますが、本定例会議に合わせ陳情の提出がございました。取扱いにより審査となった場合、その結果によりましては意見書の提出が予想されます。

以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

ただいまの追加案件の説明に対して、質疑等がございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお測りいたします。

請願・陳情の審査結果等によりましては、意見書の提出が予想されます。その場合には、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとお
り、一問一答方式により行い、時間は質疑のみ
1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように
取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとお
り、1議題につき1人10分以内、賛成、反対各
5人までとしたいと思います、異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように
取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたしま
す。

今回、2会派から通告がございます。質問の方
法については、先例のとおりに、答弁を含め1会派
70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように
取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたしま
す。

今回、15名の通告者がございます。質問の方法
については、先例のとおりに、答弁を含め1人60分
以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように
取り扱います。

次に、⑤会議日程についてを議題といたします。
別紙に日程（案）がございますので、事務局か
ら説明をお願いいたします。

議事課長。

○岩波議事課長 会議日程について御説明いたしま
す。

資料の令和6年6月那須塩原市定例会議会議日
程（案）を御覧ください。

期間は、6月7日金曜日から6月28日金曜日ま
での22日間の予定としております。

次に、表を御覧ください。休会を除いて日にち
順に御説明いたします。

初日、6月7日は再開、日程報告、議案の提案
説明、即決議案の採決を予定しております。

次に、10日は会派代表質問を2会派行う予定と
しております。

次に、11日、13日、14日は市政一般質問を各日
4人行う予定としております。

次に、17日は市政一般質問を3人行い、また、
議案質疑、議案の関係委員会付託を行う予定とし
ております。

次に、19日、20日、21日は各常任委員会による
付託議案等審査の予定としております。

なお、21日は午後5時を討論通告書の締切りと
しております。

次に、27日は議員全員協議会を午前10時から、
予算常任委員会全体会を午後1時30分から行う予
定としておます。

最後に、28日は各委員長報告、質疑、討論、採
決、散会の予定としております。

説明は以上です。

○中里委員長 ただいま事務局から説明がございま
したが、改めて申し上げます。

6月定例会議の会議日程については、別紙案の
とおり、6月7日金曜日から6月28日金曜日ま
での22日間とし、会派代表質問2会派については6
月10日に、市政一般質問15人については6月11日、
13日、14日の3日間に4人ずつ、17日に3人とし、
議案質疑は17日月曜日の一般質問終了後に行いた
いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、討論通告書の提出期限は6月21日金曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、6月27日木曜日午前10時から議員全員協議会を、午後1時30分から予算常任委員会全体会の開催を予定しておりますので、お含みいただきますようお願いいたします。

以上で(1)協議事項は全て終了しました。

次第にはございませんが、本定例会議について、その他として執行部から何かございますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○中里委員長 委員から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○中里委員長 それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○中里委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第の(2)6月定例会議の対応について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 すみません、ちょっと着座で失礼いたします。

6月定例会議の対応について御覧いただければ

と思います。

まず、1から5番目までは通常どおりということになります。特に変更等ございません。

6番の委員会の場所及び中継についてを御覧いただければと思います。

今回委員会審査、6月19、20、21日の3日間を予定しているところですが、この後御説明があるんですけれども、陳情が2件出ていたりとか、あとは総務企画さんのほうでは委員会テーマについての執行部との打合せをしたい、そういった委員会日程で時間を使う場面があるということで、6月19日、1日で3常任委員会の開催を予定しているところです。場所については記載のとおりです。

通常ですと、建設経済常任委員会さん、本当は303会議室を通常使っているんですけれども、ちょっとすみません、執行部との使用の関係もありまして、どうしてもちょっと確保できない。ただ、今回6月定例会議の案件も少なめなので、特に問題ないかなということで、この第2委員会室での開催を予定しております。

そして、7番、予算常任委員会と全協については、こちら例年どおり通常どおり議場での開催。

そして、8番のその他ということで、この次のページからなんですけれども、前回全協で皆さん御了解いただいた内容になります。一応御確認いただければということで、再掲をただけになります。こちらは後で御覧いただければと思います。

説明については以上となります。

○中里委員長 説明が終わりました。

質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 なければ、ただいまの説明のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 次に、次第(3)請願・陳情の取扱いと委員会付託についてを議題といたします。

ここで傍聴希望があります。委員会条例第17条に基づき、公開を原則としております。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○中里委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、陳情第2号の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、陳情第2号の御説明になります。

配付されております請願・陳情等文書表を御覧いただければと思います。

上の段、受理番号2番、件名ですけれども、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情です。

陳情の提出者は、栃木県労働組合総連合になります。

陳情の趣旨ですけれども、最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、最低賃金を抜本的に引き上げること及び中小企業支援策の拡充を実現するよう国への意見書提出を求めるものでございます。

陳情書につきましては、この後ここに、すみません、配信させていただきます。

内容につきましては先ほどの趣旨のとおり、賃金のほうの最低賃金の改善と、そしてその雇用のほうの中小企業支援、こういったものの拡充を求める意見書を国のほうに提出いただきたいという

ような趣旨になってございます。

続きまして、資料をすみません、配信させていただきます。

県北4市、本市含め5市の陳情のほうなんですけれども、他市の取扱い状況というものでまとめたものになってございます。

上の段になります。

矢板市におきましては、教育福祉産業常任委員会、そしてさくら市のほうでは建設経済常任委員会、那須烏山市のほうでは今のところまだ提出のほうがございません。そして、大田原市ですけれども、建設産業常任委員会のほうに、まだ議運も開催ないということなんです、一応建設産業常任委員会のほうに付託をするというようなところで進めているところでございます。

説明は以上となります。

○中里委員長 ただいま説明が終わりました。

取扱いについてお諮りいたします。

陳情第2号について、どのように取り扱うか御意見を伺いたいと思います。

益子委員。

○益子委員 こちらは先ほどの事務局の話になりますと、県北4市の陳情の取扱い状況と言うところを見ますと、産業関係ということで、関係の所管の委員会に付託してはいかがかと考えます。建設経済常任委員会に付託ということでいかがかと思えます。

○中里委員長 ほかに意見はございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○中里委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第2号については、建設経済常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

ここで傍聴者からの退席の希望がございますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○中里委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第3号について、どのように取り扱うか御意見を伺います。

〔「委員長、ごめんなさい、先に説明のほうをさせていただき、陳情のほうを」と言う人あり〕

○中里委員長 すみません。

次に、陳情第3号の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 すみません。それでは、配信また元に戻ります。

請願・陳情等文書表の3番になります。

件名についてですけれども、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情になります。

提出者は、栃木県保険医協会になります。

陳情の趣旨ですけれども、2024年12月から始まる健康保険証の廃止を中止し、当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を求めるよう国への意見書提出を求めるものでございます。

陳情書の内容ですけれども、ただいま配信いたします。

内容については、一番最後の意見書の趣旨のところを見ていただきますと、やはり同じく保険証を見直して現行のマイナ保険証と今ある保険証、こういったものを両立させていただきたいというような趣旨を国のほうに提出させていただきたいというような内容です。

続いて、県北の状況についてになります。配信のほう大丈夫でしょうか。

こちら矢板市、さくら市、そして大田原市が記載のと通りの委員会のほうに付託を予定としているところです。

説明は以上となります。

○中里委員長 ただいま説明が終わりました。

取扱いについてお諮りいたします。

陳情第3号について、どのように取り扱うかを御意見をいただきたいと思います。

益子委員。

○益子委員 こちら3号につきましては、陳情の趣旨として、国というものもございますが、当面の健康保険証、あとマイナ保険証ということで、本市の市民、また我々議員もこういったものに対して意見をそれぞれ討論してもいいのではないかと訴えます。また、こちらは県北の4市の陳情の取扱いにつきましても、それぞれの関係の常任委員会に付託されてございますので、我々も福祉教育常任委員会のほうに付託してはいかがかと考えます。

○中里委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第3号については福祉教育常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(4)那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○石田主査 それでは、那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について

説明申し上げます。

本件は、上位法が改正されたことに基づく改正になります。

送信された資料を御覧ください。

一番右の備考の左隣、個人情報の保護に関する法律施行規則と記載されている列が上位法になります。その左隣の旧と記載のあるものに基づきまして、現行の規則のほうは作成されております。また、その左隣の列、新と記載されているもので、こちらに基づき今回改正のほうをいたします。

内容といたしましては、厚生労働大臣を主務大臣に変更するなどの文言の修正になります。

改め文や新旧対照表、こちらはサイドブックに格納してありますので、御確認いただければと思います。

説明は以上になります。

○中里委員長 ただいま説明がございました。

質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑がないようですので、事務局案のとおり了承することとし、6月27日の議員全員協議会にて決定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(5)その他に入ります。

委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 事務局から何かございますか。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、先ほど補正予算、追加で補正予算（第4号）、内容がまだ固まっていないというものがございました。こちらについては、予定では6月27日の全協での御説明がある

という予定になります。ですので、全協終了後、議会運営委員会のほうを開催いたします。6月27日の全協終了後、第4委員会室で行われますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○中里委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時33分